「教科書について」

**教科書について**

　義務教育の小中学校では、使用する教科書が国から無償で給与されます。
転校などで前の学校と違う教科書を使用することになった場合は、その違う教科書が無償で給与されます。視覚に障害がある児童生徒のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大した「拡大教科書」が用意されています。
希望される場合は、学校までご相談ください。

教科書の紛失や破損により使用できなくなってしまった場合、保護者の負担で新たに購入していただくことになります。（その場合、市内の書店での購入になります。ご不明の場合、学校までお問い合わせください。）
ただし、自然災害などによる破損・紛失の場合については、例外的に無償で給与される場合があります。

豊橋市で使用する教科書は別紙をご覧ください。